

議提案第10号

栗東市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び栗東市議会政務活動費の  
交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案書を、栗東市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年3月 日

栗東市議会

議長 高野正勝様

提出者 栗東市議会議員

賛成者 栗東市議会議員

栗東市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び栗東市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(栗東市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 栗東市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年栗東町条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成27年3月31日」を「平成27年5月31日」に改める。

(栗東市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 栗東市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年栗東町条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成27年3月31日」を「平成27年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

栗東市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1-6 (略)</p> <p>7 平成23年7月1日から平成27年3月31日までの間、第1条中「400,000円」とあるのは「390,000円」と、「340,000円」とあるのは「330,000円」と、「310,000円」とあるのは「300,000円」とする。</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1-6 (略)</p> <p>7 平成23年7月1日から平成27年5月31日までの間、第1条中「400,000円」とあるのは「390,000円」と、「340,000円」とあるのは「330,000円」と、「310,000円」とあるのは「300,000円」とする。</p>

栗東市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 平成23年7月1日から平成27年3月31日までの間、第4条第1項及び第5条第1項中「月額2万円」とあるのは「月額1万5千円」とする。</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 平成23年7月1日から平成27年5月31日までの間、第4条第1項及び第5条第1項中「月額2万円」とあるのは「月額1万5千円」とする。</p>